滋労基発0411第2号
平成３０年４月１１日

建設業労働災害防止協会滋賀県支部長　殿

滋賀労働局労働基準部長

荷重計以外の過負荷を防止するための装置を備えた
移動式クレーンの使用について（要請）

時下、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格の一部を改正する告示」が、平成30年2月26日に告示され、平成30年3月1日から適用されたことにつきましては、平成30年3月7日付け滋労発基0307第2号（別添参考）をもって、ご案内させていただいていたところです。

今回の改正は、移動式クレーンに係る規格について、ISO（国際標準化機構）の規格との整合性を図るとともに、つり上げ荷重が3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の過負荷を防止するための装置を義務付けること等により移動式クレーンの安全確保等を一層推進しようとするものです。

平成31年3月1日前に製造された、つり上げ荷重が3トン未満の移動式クレーン等で荷重計のみを備えたものについては、経過措置により、引き続き、使用、譲渡、貸与又は設置が可能ですが、改正後の移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）を満たすものに比較して危険性が高いものとなります。

現に、つり上げ荷重が3トン未満の移動式クレーン等による死亡災害は移動式クレーンによる死亡災害の約半数を占め、定格荷重を超えた荷をつり上げたことが原因とされる災害も繰り返し発生しているところです。

つきましては、下記について要請いたしますので、貴会におかれましても、傘下会員等に対して周知啓発を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等については、改正後の移動式クレーン構造規格第27条を満たす荷重計以外の過負荷を防止するための装置を備えるものに計画的に更新すること。

このうち、積載形トラッククレーンについては、JCAS2209-2018（一般社団法人日本クレーン協会規格「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」）を満たす定格荷重制限装置及び定格荷重指示装置を備え付けているものが望ましいこと。

担当：滋賀労働局労働基準部
健康安全課　尾川篤史
TEL：077-522-6650
FAX：077-522-6625